

静岡県立大学ふじさん基金のドリーマーズ奨学金の入学祝い金に関する細則

平成 31 年 3 月 29 日 細則第 63 号
改正 令和 5 年 6 月 1 日

(目的)

第 1 条 この細則は、静岡県立大学ふじさん基金規程第 3 条第 1 項第 1 号に定める事業について定める。

(使途)

第 2 条 本奨学金の使途は、本学に新たに入学する学生のうち、外国から移住した背景を持つ者に対する入学祝い金の給付とする。

(応募資格)

第 3 条 前条の外国から移住した背景を持つ者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国籍で、「留学」以外の在留資格を持つ者
- (2) 外国籍から日本国籍を取得した者
- (3) 出生時から日本国籍で、親又は祖父母などが外国出身の者

(給付人数)

第 4 条 一年度あたりの給付人数は、当該年度の予算の範囲内で決定する。

(給付金額)

第 5 条 給付金額は、一人あたり 5 万円を上限とする。

(雑則)

第 6 条 この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。